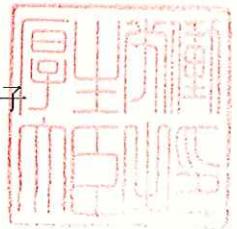


天

厚生労働省発食安 1013 第 1 号  
平成 23 年 10 月 13 日

食品安全委員会  
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 小宮山 洋子



### 食品安全影響評価について

食品安全基本法(平成 15 年法律第 48 号)第 24 条第 1 項の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品安全影響評価について、貴委員会の意見を求める。

記

食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 18 条第 1 項の規定に基づき、ポリエチレンナフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装につき新たに規格を設定すること。



## 「器具及び容器包装」の規格基準設定に関する 食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

### 1. 経緯

今般、「ポリエチレンナフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装」の規格設定に関し、その安全性に係る評価資料が整えられたことから、食品安全基本法第24条第1項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼する。

### 2. ポリエチレンナフタレートについて

ポリエチレンナフタレートとは、2, 6-ナフタレンジカルボン酸ジメチルとエチレングリコールを出発原料として得られる熱可塑性のポリエステル樹脂である。

米国やEUでは、食品接触材料として既に使用が認められており、主に繰り返し使用されるミネラルウォーターボトルやビールボトル、ジュースボトルとして使用されている。

日本では主に、学校給食や病院給食の食器として既に使用されている他、自動販売機の水タンク、透明魔法瓶などにも使用されている。

### 3. 今後の方針

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において、「ポリエチレンナフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装」の規格設定について検討することとしている。

#### [参考]合成樹脂製の器具又は容器包装の規制

食品衛生法に基づき、すべての合成樹脂製の器具等に適用される一般規格のほか、ポリ塩化ビニル等個別の材質毎に適用される個別規格(現在13種の材質)が定められている。

ポリエチレンナフタレートについても今後汎用される見込みがあるため、新たに個別規格を定めようとするもの。